



T・MACKS税理士法人
代表社長
菅原 初義

中小企業にとって役立つ 相続税の知識

はじめに

「相続」とは、個人が亡くなった場合のその亡くなった方（被相続人といいます。）の財産及び債務を、配偶者や子供など（相続人といいます。）が引き継ぐことをいいます。その引き継いだ財産及び債務（相続財産といいます。）の差引合計額が基礎控除額を超える場合に、原則として、相続税がかかります。今回は、どのような時に相続税が発生するのかを中心に、個人が亡くなってから相続税の申告・納税を行うまでを時系列的に説明します。

1. 相続税の概要

(1)「相続税」とは

相続税とは、相続財産の差引合計額が基礎控除額を超えた部分に対して課税される税金で、相続人が、取得した財産の金額の割合に応じてその相続税を負担します。

相続税は、相続財産が多くなるほど段階的に高い税率が適用される「超過累進税率」が採用されており、最高税率は55%です。このため、相続財産が多いほど相続税も多額になります。

(2)「相続財産」とは

相続財産には、現金預金や不動産などの「プラスの財産」がイメージされますが、借金やクレジットカードの未払残高など、「マイナスの財産」も相続財産に含まれます。

主な相続財産には、以下のようなものがあります。

- ① プラスの財産
 - ・現金・預貯金
 - ・土地、建物などの不動産（自宅用、貸付用その他）
 - ・株式や投資信託などの有価証券
 - ・車、宝石、骨董品などの動産
 - ・生命保険契約に関する権利（被相続人が、自分以外を被保険者として保険料を負担していた解約返戻金等のある生命保険契約など）
 - ・積立型で満期がある長期火災保険契約など
 - ・会社・個人等への貸付金

- ・死亡保険金、死亡退職金等
- ・その他
- ② マイナスの財産
 - ・他人や銀行からの借入金（事業資金や住宅ローンなど）
 - ・公共料金などの未払金
 - ・未払の税金、社会保険料など
 - ・クレジットカードなどの未払残高
 - ・その他

⚠ 注意！

中小企業では、資金が不足した時などに社長様から借入れをする（社長様が会社にお金を貸す）ケースが多く見受けられます。これは社長様側から見た場合には「会社への貸付金」となり、**貸付債権という相続財産**となるため、社長借入が多い場合には注意が必要です。

(3)相続税申告の対象となる場合とは

原則として、相続財産が基礎控除額（3,000万円＋法定相続人の数×600万円）を超える場合に、相続税の申告が必要となります。

例) 相続人が配偶者と子供2人である場合

基礎控除額：3,000万円＋3人×600万円＝4,800万円
→ 相続財産（プラスの財産－マイナスの財産※）が4,800万円を超えている場合には相続税の申告が必要
※マイナスの財産には、葬式費用も含まれます。

※法定相続人とは

民法で定められた相続人であり、配偶者と、「子・父母・兄弟姉妹」が該当します。亡くなった方の配偶者は常に相続人となり、配偶者以外の人は、次の順序で相続人となります。（順位によって法定相続分が異なり、（ ）の割合となります。）ただし、内縁関係の人は、相続人には含まれません。

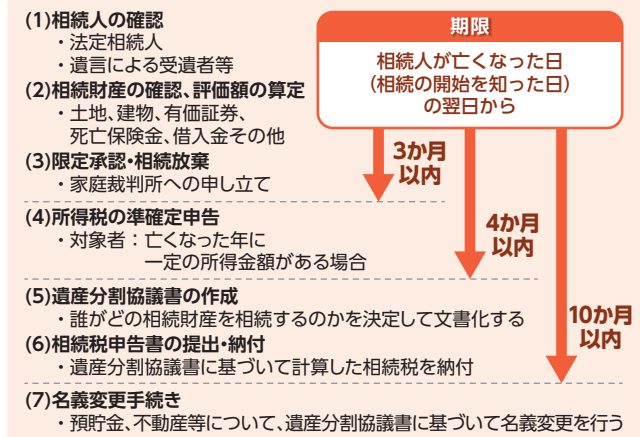
- ① **第一順位 死亡した人の子供（妻1/2 子1/2）**
その子供が既に死亡している場合には、その子供の直系卑属（子供や孫など）が相続人となります（代襲相続）。代襲相続はひ孫まで可能です。
- ② **第二順位 死亡した人の直系尊属（父母や祖父母など）（妻2/3 父母等1/3）**
第一順位の相続人がいないときに相続人になります。
- ③ **第三順位 死亡した人の兄弟姉妹（妻3/4 兄弟姉妹1/4）**
その兄弟姉妹が既に死亡しているときは、その人の子供（甥・姪）が相続人となります。ただし、第三順位の代襲相続は1代限りのため、兄弟姉妹の孫（甥・姪の子供）は相続人にはなれません。第一順位の相続人も第二順位の相続人もいないときに相続人になります。

相続税計算の簡易モデル(第一順位の場合)

相続財産	法定相続人
プラスの財産：1億円 マイナスの財産：1,200万円	3人 (配偶者、子供2人)
(1)純資産価額：1億円－1,200万円＝8,800万円 (2)基礎控除額：4,800万円 (3)課税遺産総額：8,800万円－4,800万円＝4,000万円 (4)相続税の総額： ①配偶者：4,000万円×1/2×15%－50万円＝250万円 ②子供1人当たり：4,000万円×1/2×1/2×10%＝100万円 子供2人分：100万円×2＝200万円 ③相続税の総額：①＋②＝ 450万円	

2. 相続税申告までの流れ・スケジュール

相続税の申告が必要な場合、申告までの時系列的な流れは以下の通りです。



3. それぞれの手続きの内容

(1)相続人・遺言の有無の確認

相続が発生したときは、まず法定相続人が誰なのかを確認します。

法定相続人を確認（調査）・確定するためには、被相続人の出生から死亡までのすべての戸籍謄本が必要となるなど、書類の収集にはかなりの時間を要する場合がありますことに留意してください。

次に、被相続人が遺言を残しているかどうかを確認します。

遺言書がある場合、それが自筆遺言書であれば、開封する前に家庭裁判所に検認の申し立てを行い、遺言書の内容を証明してもらうことが必要です。

なお、公正証書遺言、法務局に保管されている自筆証書による遺言は検認を受ける必要はありません。

(2)相続財産の確認

相続財産は、それぞれの財産について、国税庁が定める「財産評価基本通達」により評価方法が定められており、原則として、その評価方法にて相続財産を確定させます。

主な相続財産の評価方法は次の通りです。

相続財産の種類	評価方法
宅地	自用地（自宅） ① 市街地等……………路線価方式 ② ①以外の地域……………倍率方式
家屋	自用（自宅） 固定資産税評価額
有価証券	上場株式 非上場株式（経営している会社の株式など） 相続開始日の終値等による評価 会社の規模等に応じた評価
その他	預貯金 ゴルフ会員権 生命保険契約に関する権利 長期火災保険契約 その他 死亡した日の元本＋利息相当額 原則として取引相場の70%相当額 解約返戻金相当額 解約返戻金相当額、未經過保険料

このほか、みなし相続財産として、死亡保険金や退職金などがあります。

(3)相続放棄と限定承認

相続の方法には、次の3種類があります。

- ①単純承認 プラスの財産・マイナスの財産をともに全て引き継ぐ
- ②限定承認 プラスの財産の限度内でマイナスの財産を引き継ぐ
- ③相続放棄 プラスの財産もマイナスの財産も一切を引き継がない

このうち、②の限定承認と③の相続放棄については、**亡くなった日（相続の開始を知った日）の翌日から3か月以内に**、家庭裁判所に申し立てを行う必要があります。申し立てを行わなかった場合には①の単純承認に同意したものとみなされます。

②の限定承認は、相続財産の内容によっては、例えば持ち家（プラスの財産）はあるが借金（マイナスの財産）がそれ以上にあるなど、単純承認すると債務を抱えてしまうことになる（債務を負担しきれない）場合などに行われます。

ただし、限定承認を行う場合には相続人全員の同意が必要となり、一人でも反対者がいたり、行方不明の相続人がいたりすると限定承認はできません。

また、手続きが煩雑となり、時間や手間もかかるため、早めの準備が肝要です。

③の相続放棄は、相続人が単独で申請することができます。相続手続きを行う必要がなくなり、マイナスの財産を負わずに済みますが、当然ながらプラスの財産があっても引き継ぐことはできません。

⚠ 注意！

②の限定承認、③の相続放棄を希望していたとしても、相続発生後に被相続人の財産を使ってしまうと、①の単純承認とみなされることになるため注意が必要です。

次号以降において、2(4) 所得税の準確定申告、2(5) 遺産分割協議書の作成、2(6) 相続税申告書の提出・納付、2(7) 名義変更手続き等について説明します。

参照先：裏表紙の参考サイトをご覧ください。